

一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

【1】 医薬品は要指導医薬品と一般用医薬品

(リスクに応じた3つの区分)に分類されています。

「リスク」とは副作用を含めた服用に注意を要する「度合い」のことです

要指導医薬品	医療用から一般用医薬品に移行して間もなく、一般用としてリスクが確定していない薬。 医療用としての使用経験がない一般用医薬品。(ダイレクトOTC) 毒薬・劇薬。
第1類医薬品	おちにお医者さんで処方されていた薬と同じ成分を含み、副作用が心配されることもあり、特にリスクの高い一般用医薬品。
指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、使用に注意を有するリスクの高い一般用医薬品。
第2類医薬品	まれに健康を損なうおそれのある成分を含む、リスクの高い一般用医薬品。
第3類医薬品	第1類、第2類(指定を含む)を除いた比較的リスクの低い一般用医薬品。

【2】 要指導医薬品・リスク分類はパッケージに表示されています

要指導医薬品	第②類医薬品	第2類医薬品
第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品

※②、はどちらも指定第2類医薬品を表します。

【3】 医薬品に関する情報提供について

医薬品をお求めの際は、専門家にご相談ください。

要指導医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師が必ず書面又は電磁的記録を用いて説明します。
第1類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師が必ず書面又は電磁的記録を用いて説明します。
指定第2類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
第2類医薬品	適正な使用の仕方を薬剤師または登録販売者が説明します。
第3類医薬品	ご希望により薬剤師または登録販売者が説明します。

※要指導医薬品・一般用医薬品をご購入後にご相談がありましたら遠慮なく当店までお越しいただくか、お電話下さい。薬剤師または登録販売者が責任を持って対応します。

【4】 医薬品の陳列について

- ◇要指導医薬品はカウンター内(要指導医薬品陳列区画の内部)もしくは施錠している陳列設備に陳列しています。又、一般用医薬品を混在させないように陳列しています。
*要指導医薬品の取扱有無については薬剤師にご確認してください。
- ◇第1類医薬品は、カウンター内に陳列しています。他の医薬品売り場には第1類医薬品は置いておりませんが、取扱っている商品がわかるようになっています。
- ◇第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分毎に混在しないように陳列しています。
指定第2類医薬品は薬剤師、または登録販売者が情報提供できるよう、薬剤師または登録販売者が常駐している場所の7m以内に陳列しています。

【5】 指定第2類購入について

指定第2類医薬品の禁忌(用法、用量、併用を避けるべき医薬品など)の確認や使用上の注意については薬剤師・登録販売者に相談してください。

【6】 医薬品による健康被害の救済に関する制度について

- ◇医薬品副作用被害救済制度とは
医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、医薬品副作用被害救済制度です。
医薬品副作用被害救済制度についてのお問合せ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931 (フリーダイヤル)

【7】 個人情報について

販売記録の作成にあたり「個人情報保護法」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定)を遵守し、個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

【8】 苦情相談窓口について

- ◇医薬品の購入や販売等に関して不都合があった場合には、苦情を申し立てることができます。

八戸保健所 保健総務課 医事薬事G TEL 0178-43-2309